

子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務仕様書

1 業務の目的

県内市町の少子化対策や子育てしやすい地域づくりに向けた取組を個別に取材し、実際に地域で暮らす方や子育てを応援する企業・NPO、市町担当者の声を収集・整理し、分かりやすく発信する事業を実施する。また、情報発信を通じて、当事者や子育てを応援する企業・NPO、市町担当者との新たなネットワークも構築し、先進事例の情報共有と県内における一層の機運醸成を目指す。

2 委託業務の内容

(1) 冊子による情報発信について

平成27年度に県が作成した「子育てしやすいみえ」をベースに、市町等への取材を行い、内容の時点修正及び特集ページの追加作成を行い、90ページ程度の冊子を20,000部作成する。「子育てしやすいみえ」<http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000179139.htm>

【冊子への掲載内容】

●特集ページ

妊娠・出産・子育て（予防接種・検診等）・入園・入学・放課後児童クラブなど、少子化対策や子どもに関わる情報に関連する行政の仕組みや制度、手続方法、窓口などについて、県からの提供資料や受託者が収集した資料をもとにわかりやすく解説する。また、緊急、救急時の応急処置方法や問い合わせ先なども紹介する。

●市町紹介ページ（各市町2ページ程度）

県内29市町ごとに、市町のPR、少子化対策及び子育て関連の市町の制度や事業、子育て支援団体を紹介する。掲載内容は、受託者が取材を行い、原稿案を作成の上で県と協議して決定する。なお、写真、イラスト、グラフなどを活用し、見やすくまとめること。

② 取材先及び取材スケジュール

取材先及び取材スケジュールは、企画提案者から提案するものとし、契約締結後、県と協議の上、決定する。なお、各市町への取材依頼については、県から行うものとする。

③ 検討委員会の開催

冊子の作成にあたっては、子育て支援団体、子育て中の方、子育て支援NPO団体の代表、保育士、大学生などが参加する検討委員会（進行役1名、参加者6名程度。）を1回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映するものとする。委員の人選については、県と協議の上、受託者で行う。

④ 原稿の校正

デザイン、色校正、文字校正を含めて、4回以上校正する機会を設けることとし、初校の原稿については、12月15日（金）までに県に提出するものとする。

(2) ウェブページによる情報発信について

(1) の内容について、三重県ホームページ内の「みえ子どもスマイルネット」に掲載するため、デジタルデータ（Word 若しくは Excel 形式と PDF 形式）で納品すること。

なお、デジタルデータは、USB メモリ等の外部記録媒体に市町毎にフォルダ分けし、保存すること。

3 契約条件

- (1) 委託業務名 子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務
- (2) 委託期間 契約の日から平成30年2月28日（水）まで
- (3) 成果品
 - ①冊子：A5版フルカラー（90ページ程度）、20,000部製作し、以下のとおり納品すること。また、冊子のデジタルデータについても、PDF形式、AI形式及びデジタルブック（flipperUで作成）で納品すること。
 - ・県内29市町に各150部 4,350部
 - ・県が別途指定する場所（262か所程度）に県が指定する部数 約13,700部
 - ・三重県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課 1,950部
 - ②Web：デジタルデータ（Word 若しくは Excel 形式と PDF 形式）をUSBメモリ等の外部記録媒体により、納品すること。
 - ③検討委員会結果概要：検討委員会終了後、速やかに概要をまとめてワードファイルを納品すること。
- (4) 成果品の提出期限 上記に指定があるもの以外は、平成30年2月28日（水）とする。

4 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県 健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において行う。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

7 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

1 1 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町1 3 番地

三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課 担当：村島・鈴木

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2070 E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp